参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和6年7月11日 支出負担行為担当官 気象研究所長 中本 能久

1 当該招請の主旨

本業務については、気象研究所の風洞実験装置に整備されたレーザードップラー流速計システムの構成部品のうち、経年劣化した光電子増幅器の交換作業を行い、整備当初の性能状態を回復するもので、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定公益法 人等との契約手続きに移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札方式に よる公告を行う予定である。

2 業務概要

- (1)業務名 レーザードップラー流速計用光電子増幅器の購入及び交換作業
- (2)業務内容 気象研究所が所有するレーザードップラー流速計システムの、ダンテック・ダイナミクス株式会社製の光電子増幅器の交換を行う。
- (3) 履行期限 令和6年11月29日(金)

3 業務目的

気象研究所では、研究課題「大気の物理過程の解明と物理過程モデルの開発に関する研究」 (R6-R10)において、大気境界層乱流にかかる多様な実験的研究を、風洞実験装置のレーザードップラー流速計システムを用いて実施している。本業務は、同レーザードップラー流速計システムが整備当初の性能状態を回復することを目的として、経年劣化した消耗品の交換を行うものである。

4 応募要件

- (1) 基本的要件
 - ① 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
 - ② 令和4・5・6年度国土交通省(全省庁統一資格)「物品の販売」において関東・甲 信越地域の競争参加資格を有するものであること。

- ③ 気象研究所から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、 国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (2) 技術力に関する要件
 - ① ダンテック・ダイナミクス株式会社製レーザードップラー流速計システムに精通して おり、消耗品の交換作業にあたっての十分な技術力を有していること。
 - ② 本件の実施者として、上記の要件①を充たす技術者に、消耗品の交換作業を担当させることが可能であること。
- (3) 中立性・公平性に関する要件

風洞実験装置のレーザードップラー流速計システムが気象庁の技術開発として位置づけられた研究にも使用されていることに鑑み、本業務の公益性について十分理解し、公平かつ中立的な立場で本業務を実施できる体制を整えていること。

- (4) 守秘性に関する要件
 - ① 気象研究所から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合又は公開資料である ことが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。また、貸与 された資料は本業務終了後直ちに返却しなければならない。
 - ② 気象研究所の許可を受けた場合を除き、本成果物を他に流用してはならない。
 - ③ 本業務の実施によって知り得た研究上又は技術上の秘密や情報を利用又は漏洩してはならない。
- (5)業務執行体制に関する要件
 - ① レーザードップラー流速計システムの消耗品交換作業を実施するために必要な業務執 行体制が整っていること。
 - ② 本業務の執行にあたっては、気象研究所の研究業務等に支障を与えないこと。
- (6)業務実績に関する要件

研究機関等におけるダンテック・ダイナミクス株式会社製レーザードップラー流速計システムの整備・修理について充分な実績を有すること。(当所からの契約状況等の問い合わせに対応出来る契約に限る。)

5 手続き等

- (1) 担当部局及び問い合わせ先
 - ① 公示及び説明書について

〒305-0052

茨城県つくば市長峰1-1

気象研究所総務部会計課用度係 呉服 将太郎

電話 029-853-8568 E-mail 5c810f30.met.kishou.go.jp@jp.teams.ms

② 技術力等に関する要件について

気象研究所気象予報研究部第一研究室 水野 吉規

電話 029-853-8704

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和6年7月11日から令和6年8月1日まで (1)に同じ。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和6年8月2日 16:00まで (1)に同じ。

応募者は要件を満たす資料を作成し(書式は任意、但しA4版とする)、別紙「参加意思確認書」に添付のうえ、持参、郵送(書留郵便に限る)又は電送(事前に(1)へ連絡を入れること)すること。

なお、上記期限までに到着しなかった場合は、当該参加意思確認書は無効とする。

(4) 応募要件を満たした場合

参加意思確認書の審査において応募要件を満たした者は、書面にて通知を行うとともに、 一般競争入札に移行するものとする。

- (5) 応募要件を満たさないとされた理由の説明
 - ① 参加意思確認書の審査において応募要件を満たさないとの審査結果の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日を除く。)以内に書面により、契約担当官等に対して応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求めることができる。
 - ② 契約担当官等は、応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により回答するものとする。

(6) その他

- ① 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。
- ② 提出された参加意思確認書は、参加意思確認書の審査以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 一旦受理した参加意思確認書は返却しない。
- ④ 一旦受理した参加意思確認書の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、当該参加意思確認書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための窓口照会 5(1)に同じ。
- (3) 一般競争入札方式による公示を行うこととなった場合、その旨後日通知する。
- (4) 4 (1) ②に掲げる一般競争(指名競争)参加資格を有していない場合も、5 (3) により参加意思確認書を提出することができるが、本件が一般競争入札による公告を行うこととなった場合で当該入札の競争参加資格申請を行う場合には、当該資格を有していなければならない。